平成２８年（フ）第７１号
宮城県栗原市志波姫新原423番地３　オーユーパレスくりこま103号、従前の住所岩手県二戸郡一戸町岩舘字馬場平53番地10
債務者　二階堂和紀
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
新潟市西区赤塚2376番地１
債務者　阿部なおみ
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１８号
新潟市秋葉区小須戸3068番地２、前住所新潟県五泉市大沢甲178番地４
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２４号
新潟市江南区天野３丁目14番10号
債務者　瀧澤久美子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３１号
新潟市北区松浜１丁目13番地５　グループホーム青りんご・松浜、前住所新潟県村上市南町１丁目１番Ａ15号
債務者　本間　　結
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
新潟市南区大通南３丁目152番地　小林アパート201号
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４６号
新潟市中央区沼垂東６丁目２番21号、前住所新潟市東区逢谷内２丁目１番42号
債務者　阿部　譲児
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４９号
新潟市北区松浜東町１丁目１番17号１　コーポイーストタウン101号
債務者　平石　聡子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５２号
新潟市北区松浜みなと28番５号
債務者　石澤　恭子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５６号
新潟市東区石山５丁目５番２号　福寿荘202号
債務者　土屋　裕之
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
石川県小松市戸津町ノ１番地１
債務者　中道美勇志
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２１８号
山梨県笛吹市石和町上平井718番地　飯島アパートＣ棟104、前住所山梨県笛吹市石和町四日市場2203番地　コーポ石原206
債務者　原　　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
長野県松本市村井町南１丁目９番17号
債務者　本島　守光
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３４号
長野県松本市芳野10番８－206号　県営南松本団地
債務者　中西　　宏
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４４号
長野県松本市双葉７番13号　ピースフル200号、住民票上の住所長野県松本市双葉７番13号　ピースフル100号
債務者　唐澤恵理子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２５号
静岡県下田市旧岡方村524番地の３　小木曽商店社宅202号室
債務者　阿部　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
静岡地方裁判所下田支部